								_	
高		柴	河	Щ	石	麻	内	P R	[]
等		Щ	野	下	田	生	閣	アネノ	5
裁 判		国	国	国	国	国	総理	E	
所		務大	務大	務大	務大	務 大 臣	大	月	5
長 官		臣	臣	臣	臣	臣	臣	-	
日に		8		允	極	A	- 20		案
任		原	石	世	告	根		利	- Ta
命す		田	井	耕	川	本			
る		2					内閣	J J	\
		国務	国務	国務	国務	国務	内 官	1	-
		大臣	大臣	大臣。	大臣	大臣	閣 房 長	E	-
		A_	K	XX	汉	p	官房官副	裁」可	決定
		R	妈	50	3		長宜	令行和系	令和
	最	華	鈴	菅	片	岩	X	小 山	元
	最高裁判	井	木		山	屋	AD	年年	
		国	国	国	国	国	-12	月月	月月
		務大	務大	務大	務大	務大臣	RE	Л	1 1
	長	臣	臣	臣	臣	E.	(a) U	E E	日日
	今	建	B		A P	省	(計型)		施行
			渡	Щ	茂	宮	内閣	<u>A</u>	
	崎		辺	本	木	腰	総	令和	令和
			玉	国	国	国	務官	F) To
	幸		国務大臣	務大	務	務大臣	(A)	年	年
			臣	臣	大臣	臣	R	月	月
	彦		公	mã.	新	H	(5)		
			100	2		洲		E	日

閣

内

|--|

内

閣

最高裁人任第1700号 令和元年8月6日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿

最高裁判所長官 大 谷 直



高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。 なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

(発令希望日 令和元年9月2日)

高等裁判所長官任命資格調 (令和元年9月2日) 年齢 任命資格 根 拠 法 規 補職さるべき庁 職 氏 名 現 東京高長官 最高裁事務総長 今崎幸彦 6 1

1				_			,		,	·	裁	判	所	
"	11	"	#	"	"	IJ.	n	"	"	年	出生	現住	本	
		六三	六二			五八		五六	五五	号	地	所	籍	
"	<i>))</i>	四	八	"	"	四四	四	111	_ 0	月				
n	11		一 七	"	<u>-</u>	六	_	二四四	二四	Ħ				
外務事務官(アジア局南東アジア第	検事二級(東京地方検察庁検事)に	最高裁判所事務総局刑事局付を免ず	最高裁判所事務総局刑事局付を命ず	東京地方裁判所判事補に補する	判事補に任命する	司法修習生の修習終了	司法修習生を命ずる	京都大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格	事				
第二課)に併任す	に任命する	ずる	ずる						·	項	旧氏名	年出月生日の昭	氏 名 今 いま	
す	 法))	II.		内	"			三			和三十	まっさき	
	務	"	."	最高裁判所	L1		最高裁判所		司法試験管理委員会	庁		昭和三十二年十		
	省			所	閣		所		管理			- 一月十日	幸 幸 き	
									麥 員会	名		日日	彦 こ	

															· :		
1	2 刀	-										-	뷣	判	所		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	11	"	"	"	"	11.	"					ı Ji		平成		年	
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	-			;	111									元		号	
一	11	"	11	五	四	11	五		·			"		四		月	·
中 日本国 日本国	一六	五	11	一四	1	,,,	二 六				•	<i>II</i>		-		日	
	易裁判所判事兼判事補に	職を承認す	朝	ニラ出	朝を命	ニラ着	京出発	期間は平成元年四月三十日ま	ア局南東アジア第二課に併	一等書記官を命ずる		務事務官(在フィリピン日本国大使館)	除す	務事務官(アジア局南東アジア第二課)	ි		
	内	"						"								庁	今
	閣										•				省		崎
																, Ay	幸
																石	彦

	_													·		
3丁											ā	裁	判	所		
		<i>II</i>	".	<i>II</i>		,,	<i>II</i>			11				平成	年	
		四四	=	0			七			六				Ξ	号	
		匹	四	四四		, <i>II</i>	五	٠	·	四四				五	月	
		_	—	<u> </u>		11	二七		. •	_				ント 一	日	
ねて最高裁判所事務総局刑事局第	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第二課長を免じ	最高裁判所事務総局刑事局第二課長を命ずる	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	最高裁判所裁判所調査官に充てる	東京地方裁判所判事に補する	判事に任命する	最高裁判所裁判所調査官に充てる	東京地方裁判所判事補に補する	東京簡易裁判所判事に補する	より判事の職務を行わしむる者に指名する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	京都地方裁判所判事補に補する	京都簡易裁判所判事に補する	事	
			n	IJ	最高裁判所		内閣	<i>1</i> 1			最高裁判所		-		庁	
					-										名	

今 崎 幸 彦

												4.	_			_
4 7					•						ā	烖	判	所		
"	"	"	"	"				11	"	n	"	"	平成		年	·
		七					·		六		•	五	四		号	
JJ	<i>II</i>	五	1 1	0				八	四	10	四	11	九		月	·
n	二七	二六	-	110	•		•	1	四四	一七	_ _	七	= 0		日	
東京高等裁判所判事に補する	判事に任命する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	司法研修所教官に充てる	法制審議会幹事を免ずる	東京高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事に任命する	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	事	
	内閣		最高裁判所	法務省	最高裁判所				"	"	"	<i>II</i>	法務省	最高裁判所	庁	今崎
															名	幸彦

-	11 11 11 11	H H H H	11 11 11	11 11	H					11	3		判平成	所	年	
				三五	二四四	1111				1111			成二〇		号	
			<i>II</i>			_				九			11	i	月	
			八		_	_						·	四	·	日	
	兼ねて最高裁判所図書館長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局長を命ずる	部の事務を総括する者の指名を解く	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所事務総局広報課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	兼ねて最高裁判所事務総局広報課長を命ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる	司法研修所教官に充てることを解く	司法研修所教官に充てる	事	
	JJ ·			,,	· jj	"	11				JJ			最高裁判所	庁	

今 崎 幸 彦

	•									٠						
67		•									ā	裁	判	所		
IJ	•			"二七	二六				JI				- 11	平成二五	年号	
<i></i>				=	八八				. , , ,				九		月	
JJ				Ξ Ο	一边			-	四				九	一六	日	
国立国会図書館支	水戸地方裁判所	水戸地方裁判所	最高裁判所図書	最高裁判所事務	法制審議会臨時	免ずる	書課長兼最高裁	広報課長堀田眞	最高裁判所事務	扱を命ずる	局秘書課長兼最	広報課長堀田眞	最高裁判所事務	法制審議会臨時	事	
部最高裁判所	長を命ずる		館長の兼務を免ずる	総局刑事局長を免ず	委員を免ずる		判所事務総局広報課	世界国につき最高裁	総局秘書課長兼最高		高裁判所事務総局広	哉海外出張不在中最	総局秘書課長兼最高	委員に任命する		
図書館長を免ずる				る			長の事務取扱を	判所事務総局秘	裁判所事務総局		報課長の事務取	高裁判所事務総	裁判所事務総局		項	
国立	最高			,	法	"			•	最高				法	庁	-
国	裁判				務					裁判				務	/,	今
会図書館	所				省					所				省		崎
館															名.	幸彦

		·										,			
7	- -]					·			į	裁	判				
					11		二八		11	"			年号		
					五		四		13	11	五		月		
					_		七		"	二七	二六		目		
				検察官特別任用分科会に所属させる	検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する		最高裁判所事務総長に任命する	水戸地方裁判所長を命ずる	水戸地方裁判所判事に補する	判事に任命する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了		事		
				11			n	最高裁判所		内閣			庁名	今崎幸彦	
								,							